

◎改定のポイント

- ・今回の改定は、階層区分の変更を行うものです。
- ・現在、21に分けられている階層区分を、13階層として、国の基準である8階層に近づけるものです。

- ・所得の低い世帯に配慮して、A階層(生活保護世帯)、B階層(市民税非課税世帯)、C1からC3階層(市民税課税、所得税非課税世帯)について、変更は行いません。
- ・同様な配慮から、D1からD5階層、D6からD11階層及びD12からD14階層について、国の基準では、一つの階層となっていますが、市の今回の改定では、二つの階層に分けることとしました。
- ・D15及びD16階層は、改定前から国の基準と同じでしたので、変更はありません。
- ・施行期日は、平成29年4月1日とします。

保育料階層

階層区分	国 定義	市		
		定義	階層区分	
			【現状】	【改定案】
1	生活保護世帯	生活保護世帯	A	A
2	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	B	B
3	48,600円未満	16,200 円未満	C1	C1
		32,400 "	C2	C2
		48,600 "	C3	C3
4	97,000円未満	54,600 "	D1	D1
		60,600 "	D2	
		72,700 "	D3	D2
		84,800 "	D4	
		97,000 "	D5	
5	169,000円未満	109,000 "	D6	D3
		121,000 "	D7	
		133,000 "	D8	
		145,000 "	D9	D4
		157,000 "	D10	
		169,000 "	D11	
6	301,000円未満	195,400 "	D12	D5
		248,200 "	D13	D6
		301,000 "	D14	
7	397,000円未満	397,000 "	D15	D7
8	397,000円以上	397,000 円以上	D16	D8

近隣市・TX沿線市 保育料階層比較

	流山市(現状)	流山市(改正案)	柏市	松戸市	我孫子市	野田市	船橋市	習志野市	浦安市	八潮市	守谷市	つくばみらい市
階層別(全体)	21	13	27	25	23	18	17	21	20	11	9	8
生活保護階層(A)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市民税非課税階層(B)	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
均等割階層	なし	なし	1	1	なし	1	1	1	1	1	なし	なし
市民税課税 所得税非課税階層(C)	3	3	4	2	3	3	2	1	2	1	1	1
市民税課税 所得税課税階層(D)	16	6	20	19	18	12	12	17	15	7	6	5

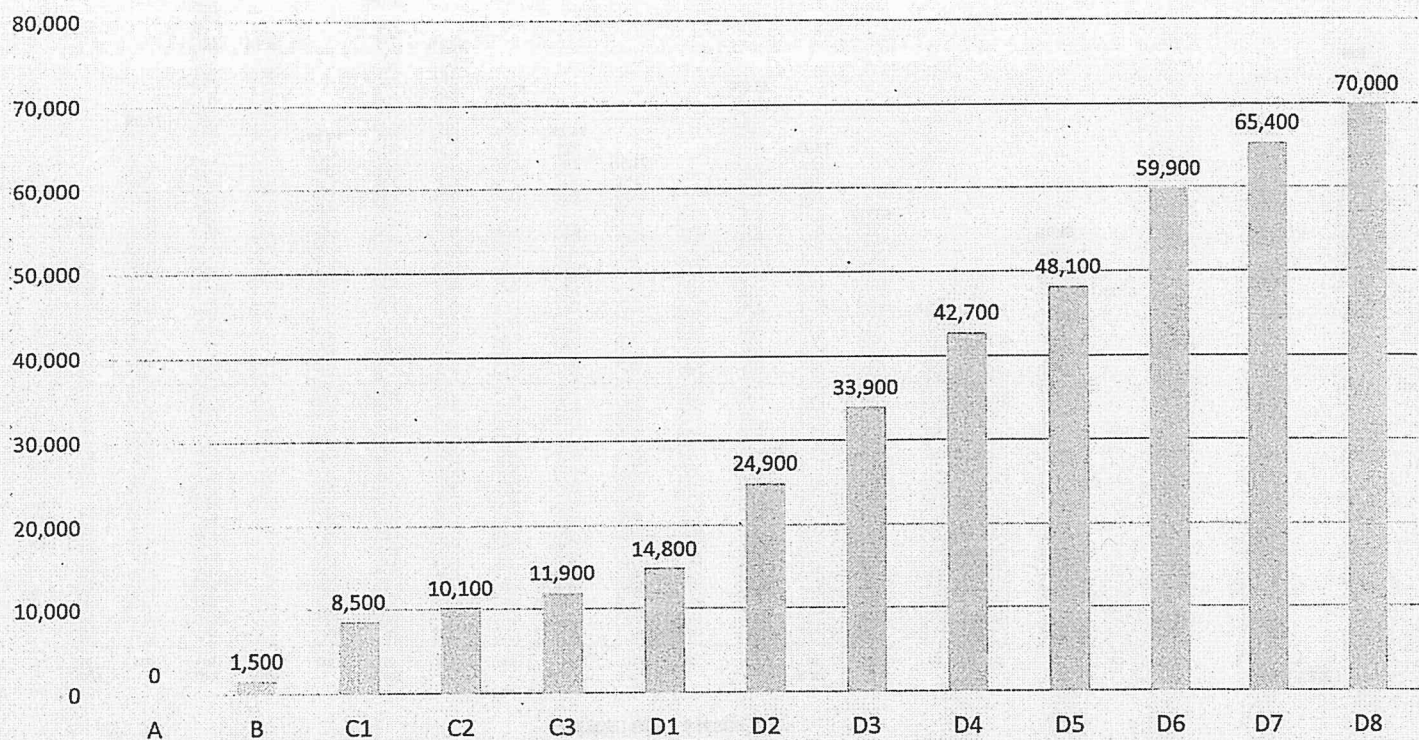
◎保育料は標準時間認定と短時間認定の2つに大別され、それぞれ3歳未満児、3歳児、4歳以上児の3つの年齢区分に応じた料金が設定されています。

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)標準時間								
		階層区分 (改定案)	現状 3歳未満児	改正後 3歳未満児	差額 3歳未満児	現状 3歳児	改正後 3歳児	差額 3歳児	現状 4歳以上児	改正後 4歳以上児
階層区分	定義									
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	A	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	B	1,500	1,500	0	1,000	1,000	0	1,000	1,000
C1	市町村民税の所得割課税の額が次の区分に該当する世帯 16,200円未満	C1	8,500	8,500	0	5,800	5,800	0	5,800	5,800
C2	16,200円以上 32,400円未満	C2	10,100	10,100	0	7,800	7,800	0	7,800	7,800
C3	32,400円以上 48,600円未満	C3	11,900	11,900	0	9,400	9,400	0	9,400	9,400
D1	48,600円以上 54,600円未満	D1	13,400	14,800	1,400	11,000	12,500	1,500	11,000	12,500
D2	54,600円以上 60,600円未満		14,800			12,500			0	
D3	60,600円以上 72,700円未満	D2	19,100	24,900	5,800	16,700	6,300	14,500	15,300	800
D4	72,700円以上 84,800円未満		22,100			19,800				
D5	84,800円以上 97,000円未満	D3	24,900	33,900	8,000	23,000	600	16,300	17,400	1,100
D6	97,000円以上 109,000円未満		29,900			26,300				
D7	109,000円以上 121,000円未満	D4	31,800	42,700	1,100	26,800	100	16,900	17,400	500
D8	121,000円以上 133,000円未満		33,900			26,900				
D9	133,000円以上 145,000円未満	D5	36,700	48,100	11,400	27,000	200	18,000	20,500	1,000
D10	145,000円以上 157,000円未満		39,800			27,100				
D11	157,000円以上 169,000円未満	D6	42,700	59,900	17,200	27,200	0	19,000	22,300	0
D12	169,000円以上 195,400円未満		45,900			27,500				
D13	195,400円以上 248,200円未満	D7	54,500	65,400	10,900	28,100	500	21,300	24,500	1,000
D14	248,200円以上 301,000円未満		59,900			28,600				
D15	301,000円以上 397,000円未満	D8	62,300	70,000	7,700	29,100	1,400	23,400	26,500	1,100
D16	397,000円以上		65,000			30,000				

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)短時間								
		階層区分 (改定案)	現状 3歳未満児	改正後 3歳未満児	差額 3歳未満児	現状 3歳児	改正後 3歳児	差額 3歳児	現状 4歳以上児	改正後 4歳以上児
階層区分	定義									
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	A	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	B	1,400	1,400	0	900	900	0	900	900
C1	市町村民税の所得割課税の額が次の区分に該当する世帯 16,200円未満	C1	8,300	8,300	0	5,700	5,700	0	5,700	5,700
C2	16,200円以上 32,400円未満	C2	9,900	9,900	0	7,600	7,600	0	7,600	7,600
C3	32,400円以上 48,600円未満	C3	11,600	11,600	0	9,200	9,200	0	9,200	9,200
D1	48,600円以上 54,600円未満	D1	13,100	14,500	1,400	10,800	1,400	10,800	12,200	1,400
D2	54,600円以上 60,600円未満		14,500			12,200				
D3	60,600円以上 72,700円未満	D2	18,700	24,400	5,700	16,400	6,200	14,200	15,000	800
D4	72,700円以上 84,800円未満		21,700			19,400				
D5	84,800円以上 97,000円未満	D3	24,400	33,300	8,900	22,600	600	16,000	17,100	1,100
D6	97,000円以上 109,000円未満		29,300			25,800				
D7	109,000円以上 121,000円未満	D4	31,200	41,900	1,700	26,300	200	18,100	18,600	500
D8	121,000円以上 133,000円未満		33,300			26,400				
D9	133,000円以上 145,000円未満	D5	36,000	47,200	11,200	26,500	800	19,200	20,100	900
D10	145,000円以上 157,000円未満		39,100			26,600				
D11	157,000円以上 169,000円未満	D6	41,900	58,800	16,900	26,700	0	18,600	21,900	0
D12	169,000円以上 195,400円未満		45,100			27,000				
D13	195,400円以上 248,200円未満	D7	53,500	64,200	10,700	27,600	500	20,900	24,000	1,000
D14	248,200円以上 301,000円未満		58,800			28,100				
D15	301,000円以上 397,000円未満	D8	61,200	68,800	7,600	28,600	1,300	23,000	26,000	1,000
D16	397,000円以上		63,800			29,400				

保育料(3歳未満児改定案)

単位:円

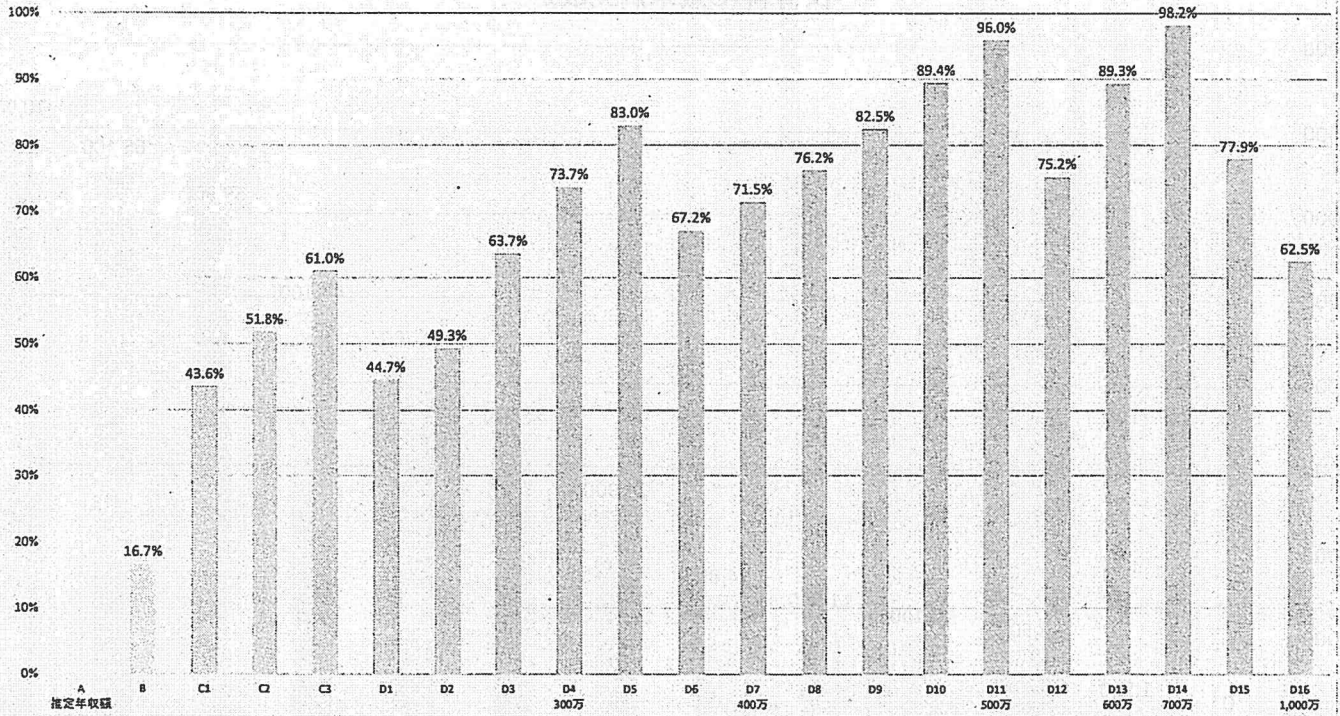


各市 最高保育料(3歳未満児)

単位:円

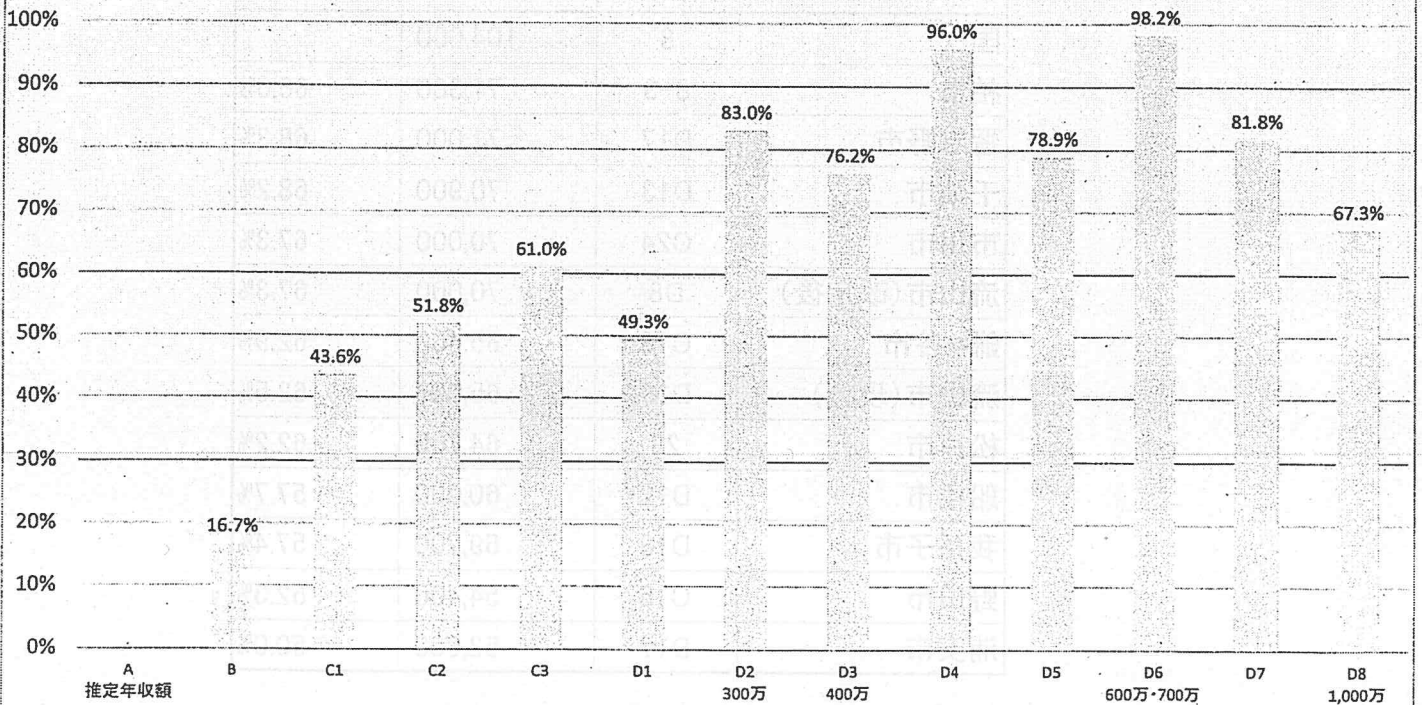
	階層	金額(円)	国に対する割合
国	8	104,000	
柏市	8-3	71,300	68.6%
習志野市	D17	71,000	68.3%
千葉市	D13	70,900	68.2%
市川市	C24	70,000	67.3%
流山市(改定後)	D8	70,000	67.3%
鎌ヶ谷市	C18	65,400	62.9%
流山市(現行)	D16	65,000	62.5%
松戸市	23	64,700	62.2%
船橋市	D12	60,000	57.7%
我孫子市	D18	59,700	57.4%
野田市	C16	54,400	52.3%
浦安市	D17	52,000	50.0%

国基準に対する割合(3歳未満児)



国基準に対する割合(改定前)

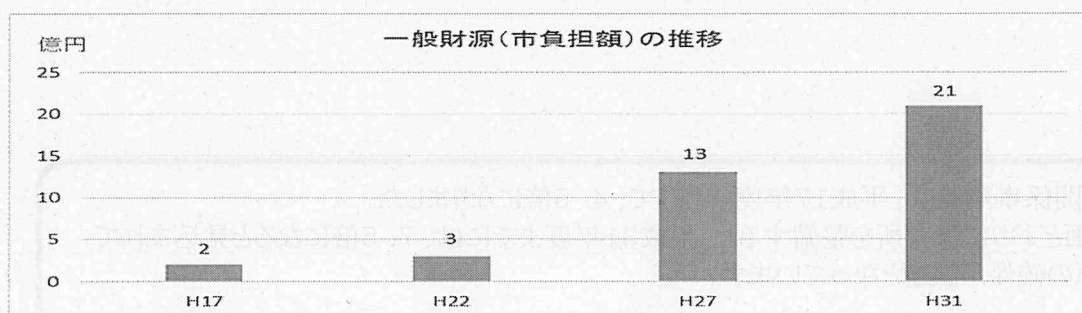
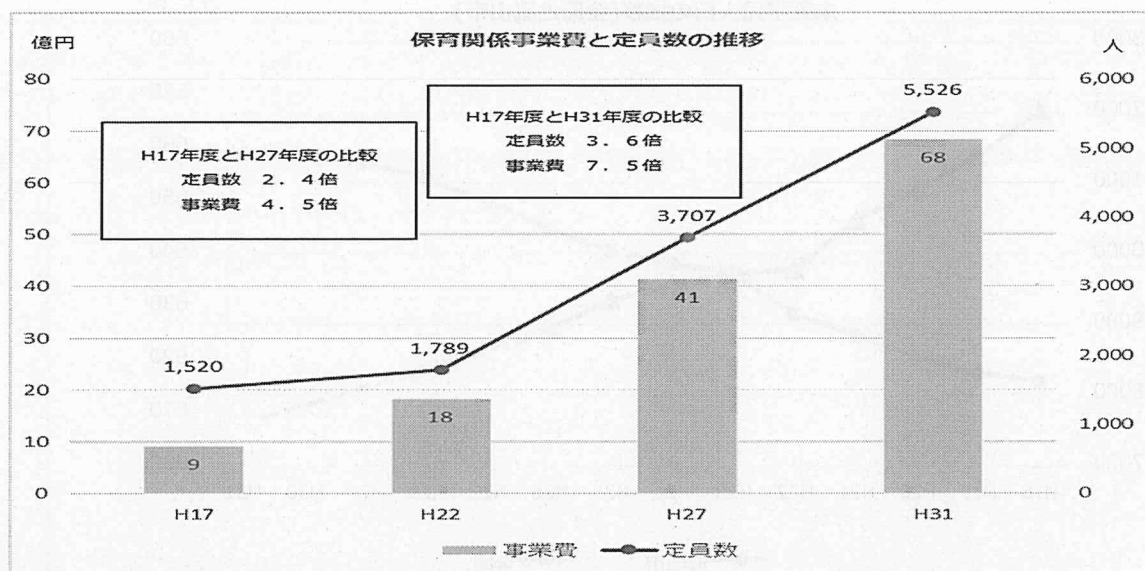
国基準に対する割合(3歳未満児)



国基準に対する割合(改定後)

## 保育料の改定について(子育て施策の現状と課題)

◎つくばエクスプレスの開通以降、子育て支援施策の充実を図った結果、保育所定員が2.4倍となりました。



◎保育料以外の一般財源(税金)の負担は、H17年度とH31年度を比較するとおよそ10倍となる見込みです。

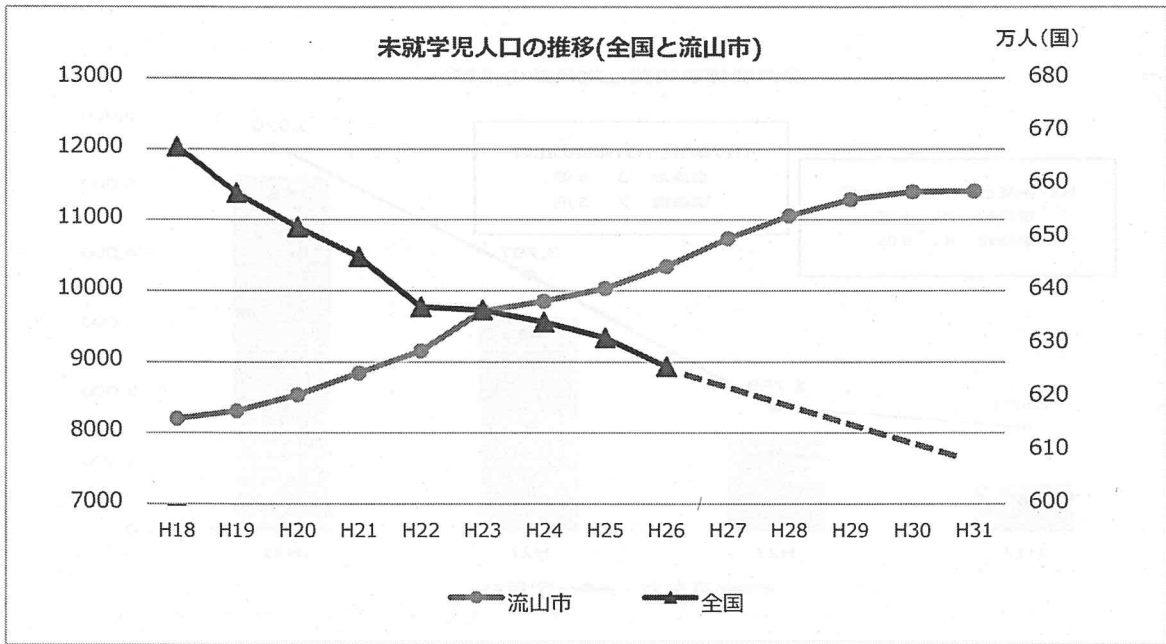
◎0歳から5歳児童の総数に対する保育所定員数の割合も約35%と、近隣で一番高くなりました。

	流山市	松戸市	柏市	野田市	我孫子市	船橋市	習志野市	鎌ヶ谷市	浦安市	市川市
保育所定員数	3,707	5,749	5,894	1,970	1,920	9,615	2,028	1,210	2,732	6,548
0から5歳人口	10,738	23,241	21,020	7,048	5,800	33,932	8,825	5,913	8,375	30,752
割合	34.5%	24.7%	28.0%	28.0%	33.1%	28.3%	23.0%	20.5%	32.6%	21.3%

(平成27年4月)

◎区画整理事業の進捗に伴って、人口の増加も続いており、0歳から5歳までの人口も増加することが見込まれており、待機児童を増やさないために、保育所の定員を現在の約1.5倍にする計画を策定しました。

(子どもをみんなで育む計画 H26年度作成)



◎保育所関係事業費は、平成17年度と比べて、4.5倍になりました。

今後、計画どおりに保育所を整備すると、平成31年度までには、7.5倍になると見込まれており、財源の確保が課題となっています。

年度	流山市	千葉県	東京都	埼玉県	神奈川県	愛知県	大阪府	兵庫県	福岡県	北海道	東北	中部	関西	中国	四国	沖縄	全国平均
H17	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
H26	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25

(単位:千円)

◎保育所関係の事業費の中では、私立保育園運営費委託事業が33億円(平成27年度予算)で、額が一番大きくなっています。

これは、私立保育園の保育士等の給与や保育園の運営に必要な費用を、市から私立保育園に支払っているものです。

保育所を造る費用は1年間で支払いが終わりますが、保育所を運営するための費用は、ずっと必要となり、保育所が多くなれば、それだけ費用が増加することになります。

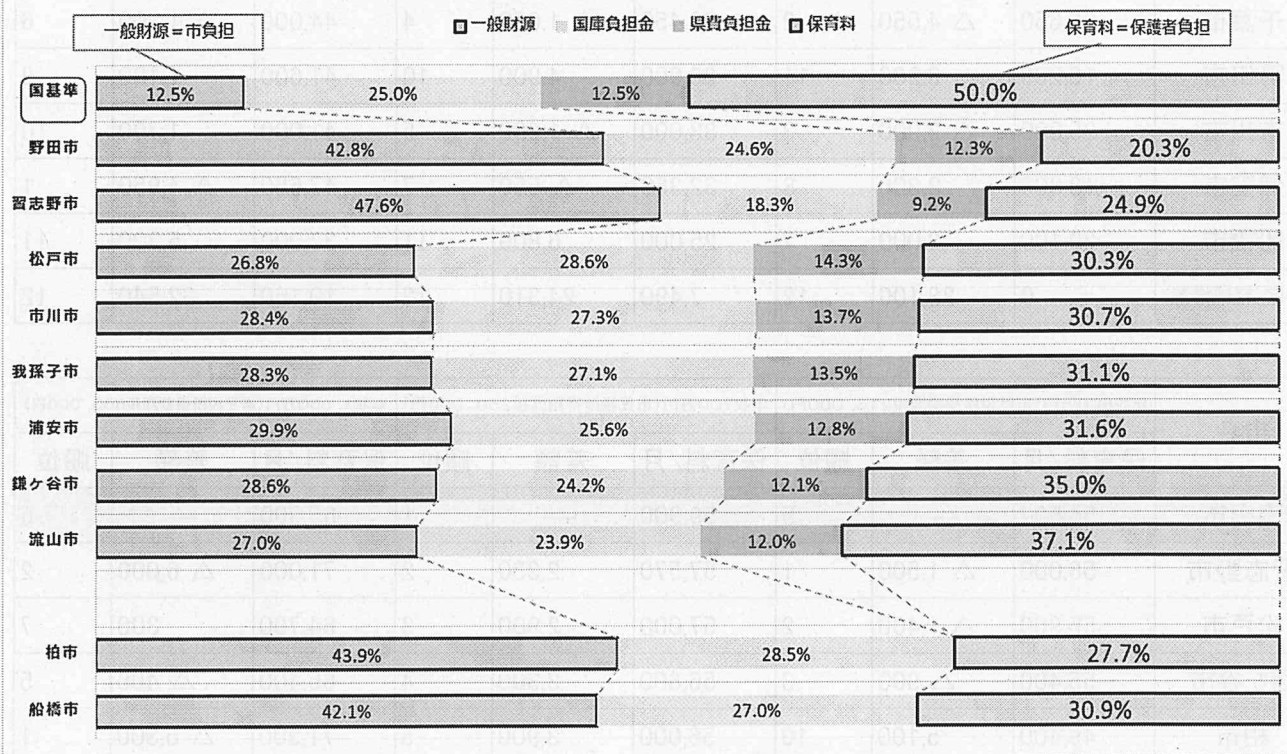
この費用は、保育所の利用者、国、県、市で負担することになっています。

国では、利用者が負担する割合を決めています(流山市:約52%)が、各市が財政状況等を判断して、利用者負担額(保育料)を低く抑えています。

流山市では、この利用者の負担割合が37.1%でした。(H26年度決算)

国が決めた割合との差分(約3億円)は、市が補っています。

私立保育所運営委託料 財源内訳比較(26年度決算)



◎流山市の財政負担比率(一般財源)は、近隣市と比較し大きな差はありません。

◎流山市は、地域区分が3/100のため、国・県負担金の割合が低くなっています。  
(地域区分:給与費の加算割合)

※船橋市・柏市は中核市のため、県費負担はなく、その分を一般財源で賄っています。

◎今後も、私立保育園運営委託事業費が増加していきますので、利用者の負担割合を見直し、安定した保育所運営を行うために、保育料の改定を行うものです。

### 3歳未満児(子1人世帯)での各市保育料比較表

単位:円

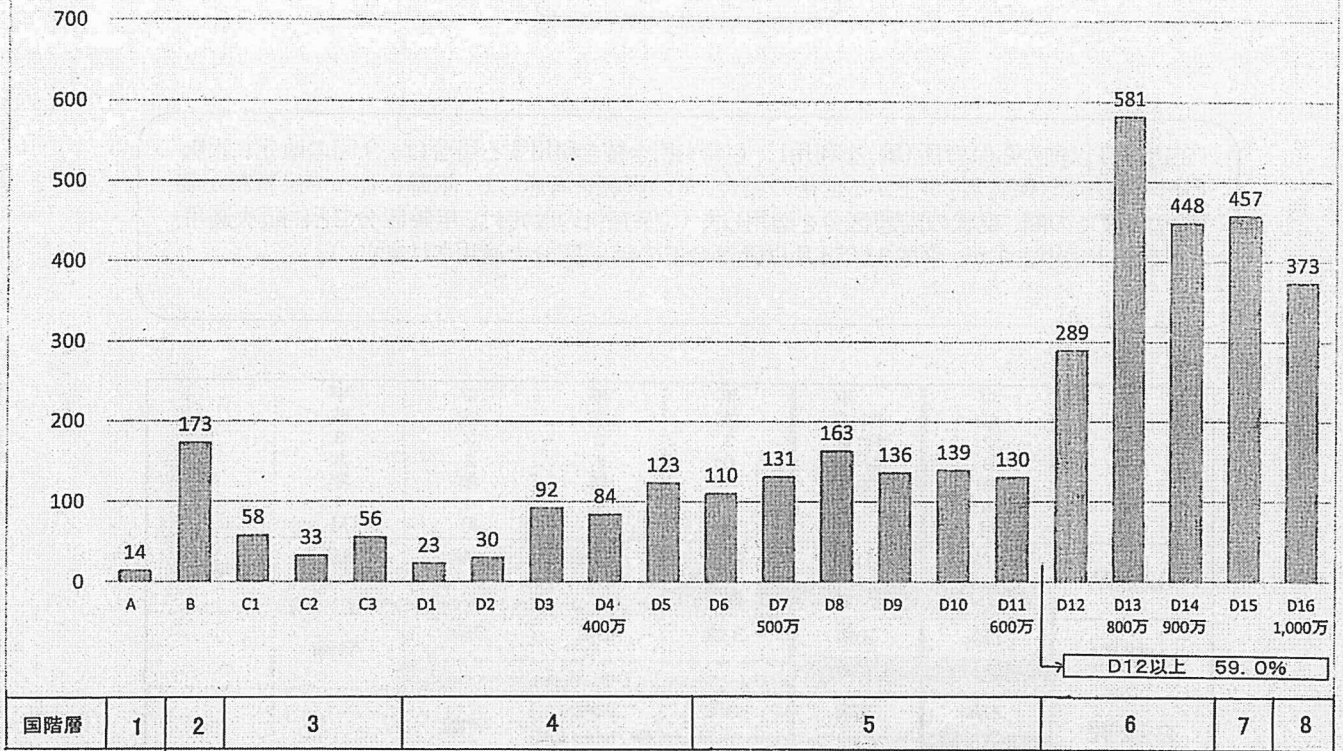
市名	年収300万円(市民税所得割課税75,600円)			年収400万円(市民税所得割課税110,000円)			年収500万円(市民税所得割課税166,000円)		
	保育料/月	差額	順位	保育料/月	差額	順位	保育料/月	差額	順位
流山市	22,100	—	6	31,800	—	8	42,700	—	8
習志野市	17,180	4,920	9	37,210	△ 5,410	2	44,500	△ 1,800	2
松戸市	23,300	△ 1,200	4	31,500	300	9	44,500	△ 1,800	2
鎌ヶ谷市	16,900	5,200	10	37,800	△ 6,000	1	44,500	△ 1,800	2
柏市	23,000	△ 900	5	32,900	△ 1,100	6	42,800	△ 100	7
我孫子市	27,600	△ 5,500	1	33,500	△ 1,700	3	44,500	△ 1,800	2
千葉市	26,650	△ 4,550	2	33,450	△ 1,650	4	44,000	△ 1,300	6
野田市	15,200	6,900	11	26,900	4,900	10	41,600	1,100	9
市川市	25,000	△ 2,900	3	33,000	△ 1,200	5	41,000	1,700	10
浦安市	18,800	3,300	8	32,350	△ 550	7	47,650	△ 4,950	1
船橋市	20,100	2,000	7	25,000	6,800	11	37,000	5,700	11
渋谷区(軽減措置)	0	22,100	12	7,490	24,310	12	10,160	32,540	12

市名	年収600万円(市民税所得割課税216,000円)			年収700万円(市民税所得割課税250,000円)			年収1,000万円(市民税所得割課税600,000円)		
	保育料/月	差額	順位	保育料/月	差額	順位	保育料/月	差額	順位
流山市	54,500	—	5	59,900	—	1	65,000	—	6
習志野市	56,000	△ 1,500	1	57,570	2,330	2	71,000	△ 6,000	2
松戸市	55,900	△ 1,400	2	57,000	2,900	3	64,700	300	7
鎌ヶ谷市	55,400	△ 900	3	56,600	3,300	4	65,400	△ 400	5
柏市	49,400	5,100	10	56,000	3,900	5	71,300	△ 6,300	1
我孫子市	55,300	△ 800	4	55,900	4,000	6	59,700	5,300	10
千葉市	54,330	170	6	54,330	5,570	7	65,750	△ 750	4
野田市	50,100	4,400	9	54,200	5,700	8	54,400	10,600	11
市川市	51,000	3,500	7	54,000	5,900	9	70,000	△ 5,000	3
浦安市	50,140	4,360	8	50,980	8,920	10	52,000	13,000	12
船橋市	46,700	7,800	11	50,800	9,100	11	60,000	5,000	9
渋谷区(軽減措置)	11,680	42,820	12	12,400	47,500	12	57,500	7,500	8

◎それぞれの年収において、近隣市と比較した順位を総合的にみると、流山市の保育料の額はおおむね中間となっております。

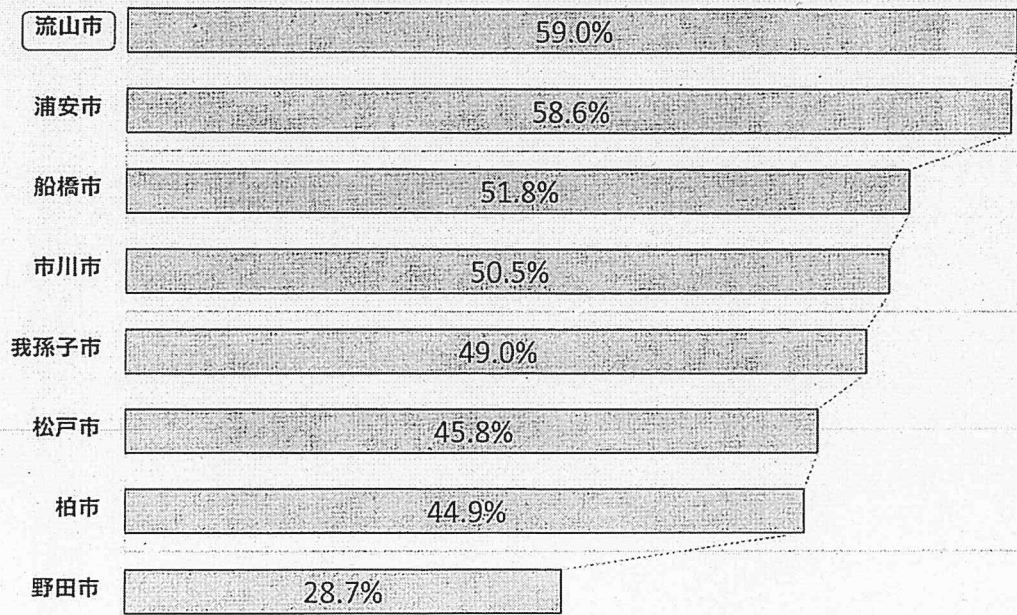


階層別利用者人数分布(流山市)



◎国の第6階層(本市のD12:年収640万超)以上の割合が、近隣市の中で最も高くなっています。

国の第6階層以上(本市のD12階層) 利用者割合比較(平成26年度)



◎経過措置

・29年4月以前から保育所(園)を利用し、以降も引き続き利用する場合は、今回の改定により、利用者負担額(保育料)が上がる世帯の場合、その影響を考慮して、年齢に伴って保育料が変更となるまでの間、現状の階層区分を適用します(保育料の改定は、年齢区分ごとに順次適用されることとなりますが、平成31年4月以降は全ての年齢区分で適用されます。)

	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月 保育料 改定	平成 30 年 4 月	平成 31 年 4 月	平成 32 年 4 月	平成 33 年 4 月	
0歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園
1歳児	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園	
2歳児	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園		
3歳児	3歳	4歳	5歳	卒園			
4歳児	4歳	5歳	卒園				
5歳児	5歳	卒園					

現状保育料 → (実線矢印)

改定後保育料 → (点線矢印)

## 保育短時間認定に係る延長保育料について

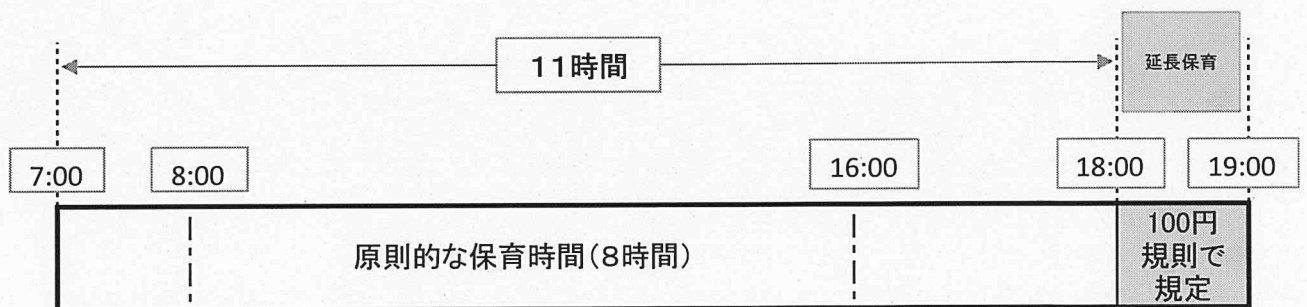
## 【保育短時間認定とは】

- ・平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い設定されたものです。
- ・現在、公立保育所では56人が短時間認定となっています。(市全体では596人 公立の割合9.4%)
- ・短時間認定者は、育児休業中や短時間就労等、世帯の状況を鑑み認定をしていますので、原則として延長保育を使う必要が無いと考えています。
- ・このため、市では、延長保育料の徴収を想定していませんでした。
- ・しかし、実際には短時間認定者の延長保育の利用があることから、延長保育料を規定する必要性が生じました。

## ◎改定のポイント

- ・延長保育料は1時間あたり100円とします。
- ・平成29年4月から適用します。(周知期間が必要となるので、保育料の改定に合わせて実施します。)
- ・基本的には、保育短時間認定者に対して、延長保育の利用を極力控え、やむを得ない場合のみ、延長保育を利用するように周知していきます。

## 【保育標準時間】 利用可能時間：11時間



## 【保育短時間】 利用可能時間：8時間

